

平成20年5月20日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

県本部訓令及び例規通達の公表について(例規通達)

改正 令3総発第55号

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、三重県警察の施策を示す訓令・通達について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的として、下記のとおりその基準等を定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 対象

県本部訓令及び例規通達(以下「訓令等」という。)とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 内部管理(人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等)に関するもの

(例) 県警察職員の勤務時間等に関するもの

県警察職員の給与支給の手続に関するもの

県警察における予算執行の手続に関するもの

(2) 専ら技術的・補足的事項を定めるもの

(例) 電算システムに関する技術的事項を定めるもの(コード表の制定、入力帳票の記入要領等)

犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

(3) その他県民生活に影響を及ぼさないもの

(例) 業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

2 公表範囲

(1) 訓令等のうち、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第7条各号に掲げる非開示情報(以下「非開示情報」という。)を含まないものについては、全文を公表する。

(2) 訓令等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に非開示情報が含まれる場合又は非開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないものとする。

(3) 警察庁通達をもとに作成した訓令等である場合は当該通達を所管する警察庁担当課と、部内の複数の所属(警察本部の課、隊、所及び警察学校をいう。以下同じ。)が共管する訓令等である場合は、当該共管所属と協議を行った上で公表する。

(4) 訓令等以外の行政文書であつて、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

3 公表時期

訓令等の発出後速やかに公表する。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後、速やかに公表するものとする。

4 公表期間

当該訓令等が効力を有する期間とする。

5 公表方法

(1) 所属長は、所管する訓令等を制定し、又は一部を改正するときは、1から4に基づいて検討を行い、当該原議に係る起案用紙に明記するとともに、公表する訓令等を電子データにより、警務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。

(2) 総務課長は、当該電子データを三重県警察のホームページに掲載して、一般の閲覧に供することにより訓令等を公表するものとする。

(3) 所属長は、公表した訓令等が廃止されたときは、速やかに総務課長に連絡するものとする。